

国民年金保険料の控除証明書が発行されます

国民年金保険料（その年の1月1日から12月31日までに納付したもの）は、所得税、住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付額の証明書類が必要です。

納付額の証明書類として、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（もしくは領収書）を添付してください。

▽証明書の送付時期

- ・11月上旬送付：1月1日～10月1日までに納付した人
 - ・翌年2月上旬送付：10月2日～12月31日までに納付した人
 - ・11月中旬に送付：9月下旬～10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した人
- なお、家族の国民年金保険料を納付した場合、その年の1月1日から12月31日までに納付したものは、所得税、住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付額の証明書類が必要です。

消費税率引上げに伴う介護保険区分支給限度基準額の引上げについて

▽区分支給限度基準額の改定について

10月から消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、次表のとおり区分支給限度基準額（介護保険の適用になるサービスを利用できる限度額）が、10月1日から引き上げられました。

なお、福祉用具購入費および住宅改修費に係る支給限度基準額は変更ありません。

▽介護保険被保険者証の取り扱いについて

9月30日以前に交付した介護保険被保険者証には、改定前の区分支給限度基準額が記載されていますが、今回の改定による介護保険被保険者証の差し替えは行いませんので、10月1日以降のサービス利用分から、改定後の区分支給限度基準額に読み替えてご利用ください。

なお、10月1日以降に交付した介護保険被保険者証には、改定後の区分支給限度基準額が記載されています。

保険料を納付した場合は、その保険料も保険料控除の対象になりますので、自分の証明書と合わせて、家族の証明書も添付してください。

▽区分支給限度基準額の改定について

11（い）月30（みらい）日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、広島南年金事務所にお問い合せください。

▽区分支給限度基準額の改定について

区分	改訂後(10/1から)	現行(9/30まで)
事業対象者	50,320円	50,030円
要支援1	50,320円	50,030円
要支援2	105,310円	104,730円
要介護1	167,650円	166,920円
要介護2	197,050円	196,160円
要介護3	270,480円	269,310円
要介護4	309,380円	308,060円
要介護5	362,170円	360,650円

▽区分支給限度基準額の改定について

百歳の長寿をお祝い

今年度百歳を迎える人を表彰し、長寿を祝いました。町長から長寿祝金、内閣総理大臣祝状と銀杯を受け取り、ご家族と笑顔で会話されたり、記念写真を撮るなど、和やかな雰囲気になりました。



岡 イツエさん（萩原）

住民票・マイナンバーカードなどの旧氏併記について

11月5日から、住民票、マイナンバーカードなどの旧氏併記の制度が開始されます。

これにより、婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票に記載したうえで、マイナンバーカードなどに記載し、公証することができるようになります。旧氏の記載は過去の氏から1人ひとつです。

なお、住民票に旧氏を併記したい人は、住民課への届出が必要です。

【届出に必要な書類】

- ・旧氏が記載された戸籍謄本など
- ※併記したい旧氏の戸籍謄本などから現在の氏が記載されている戸籍に至るまでのすべての戸籍謄本などが必要になります。
- ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認書類（運転免許

証など）

届出を提出できるのは、11月5日からです。

▽区分支給限度基準額の改定について

12月2日からパスポートの申請先が拡大します

現在、パスポートの申請先は、住民票のある市町となっていますが、12月2日から、県内どこの市町でも申請などの手続きができるようになります。

受付時間は市町によって異なります。その市町の住民と他市町の住民の受付時間（休日の対応など）が異なる場合もあるため、県または申請先の市町のホームページなどをご確認ください。

▽申請窓口

県内各市町（個別の窓口は県ホームページなどで確認してください。）

- ▽手数料
- ・10年：16,000円
- ・5年：11,000円
- ・子ども（12歳未満）：6,000円

【注意事項】

・必ず住民票の写しをご用意の上、申請・受取とも本人が窓口にお越しください。

※代理申請・代理受取はできません。

※申請と受取を別々の市町にすることはできません。

- ・住民票は申請先（広島市旅券センターを除く）市町でも取得することができません。
- また、熊野町の人で、マイナンバーカードをお持ちの人は、コンビニでも住民票を取得することができます。

▽申請窓口

県内各市町（個別の窓口は県ホームページなどで確認してください。）

- ▽手数料
- ・10年：16,000円
- ・5年：11,000円
- ・子ども（12歳未満）：6,000円

ベビーマッサージ(14:00～) ほっとる一むベビーの中で行います。バスタオル1枚・ベビーオイルまたは保湿剤(なくても可)飲み物(水分補給) 無料 ※予約不要

●ベビーマッサージ講座「ゆめりん」(毎月1回実施)
11月25日(月)13:30～14:30 同上と同じ 無料
10組(定員になり次第締切ります) ※上のお子さんの同室託児有

●歯っぴー教室 「山野歯科医院」山野歯科医師のお話があります。また歯科衛生士による歯みがきのコツについてのお話や保健師による個別相談もできます。(こども用歯ブラシを持ってきてください。)

●お誕生会 毎月1回お誕生月のお子さんをみんなでお祝いしています。

●広島県「わーくわくママサポートコーナー」セミナー 不必要にイライラしない!アンガーマネジメント

(感情のコントロール法)

11月22日(金)10:00～12:00 ▷講師 沖井啓子氏
くまの・こども夢プラザ 2F 無料 子育て中の保護者
15人 ※託児有(要申込)※11月15日(金)締切
※いずれの事業も変更する場合があります。
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
(くまの・こども夢プラザ内) ☎820-5502 ☎855-0805
開設日時(※年末年始、祝日除):月～金曜日 9:30～17:00
毎月1回土曜日または日曜日 9:30～11:30
<子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00>

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
11日(月)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)11:00～リトミック
15日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳～1歳11カ月)
19日(火)	10:30	子育て相談会(保健師:金澤綾子)
20日(水)	10:30	歯っぴー教室
25日(月)	11:00	11月生まれのお誕生会
12月3日(火)	9:30	ふわふわベビー(妊娠中～11カ月まで)
12月4日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどもの泣き」

●パステルルーム 地域での活動拠点としてご利用いただけます。 ※パステルルーム開催日にくまの・こども夢プラザ内子育て支援センターも利用できます。

実施日	開始時間	場 所
21日(木)	9:30	中央ふれあい館
12月6日(金)	13:30	東部地域健康センター(15:00まで)

- おひさまルーム 上記日程以外の日の9:30～11:30
- 「パパとおひさま」11月17日(日)9:30～11:30
パパも遊びに来てね!ご家族でもOKです!
- 「うたとおはなしの広場」(第2・4金曜日14:30～15:00)
- おんがくにふれあおう 11月27日(水)10:30～11:30
▷講師:Weekend Carpenters 無料 0歳～未就学児親子
- ほっとる一む(月～金曜日13:00～15:30)
(12日(火)と12月10日(火)はありません)
※11月20日(第3水曜日)のみ ほっとる一むベビー(11カ月児まで)

認知症カフェ情報▼認知症の人や、その家族、支援者が集い、自由に話せる場所です。
みらい ☎11月19日(火)13:30～16:00 ☎200円 ぐまの・みらい交流館
はたから ☎12月4日(水)13:30～16:00 ☎200円 中溝コミュニティセンター